

(1) 短期給付及び福祉事業
令和6年度の標準報酬の月額・標準期末手当等の額との割合

(単位:千分率)

組合員種別 (種別コード)				掛金		負担金			短期給付の特別財政調整事業に係る調整負担金	育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用の公的負担金	
				短期給付		福祉事業	短期給付				福祉事業
				短期分	介護分		短期分	介護分			
一般組合員	一般職の職員である組合員	65歳未満	(10)	49.0	8.55	1.90	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体
		65歳以上70歳未満			—		49.0	—	1.90	0.10	0.74
		70歳以上75歳未満	(16)								
	特別職の職員である組合員	65歳未満	(11)	49.0	8.55	1.90	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体
		65歳以上70歳未満			—		49.0	—	1.90	0.10	0.74
		70歳以上75歳未満	(18)								
	職員団体の事務に従事する職員である組合員	65歳未満	(15)	49.0	8.55	1.90	職員団体	職員団体	職員団体	職員団体	地方公共団体
		65歳以上70歳未満			—		49.0	—	1.90	0.10	0.74
		70歳以上75歳未満	(16)								
	公益的法人等派遣職員である組合員	65歳未満	(74)	49.0	8.55	1.90	派遣先団体	派遣先団体	派遣先団体	地方公共団体	地方公共団体
		65歳以上70歳未満			—		49.0	—	1.90	0.10	0.74
		70歳以上75歳未満	(76)								
短期組合員	65歳未満	(41)	49.0	8.55	1.90	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	
	65歳以上70歳未満			—		49.0	—	1.90	0.10	0.74	
	70歳以上75歳未満										
市町村長組合員	65歳未満	(20)	49.0	8.55	1.90	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	
	65歳以上70歳未満			—		49.0	—	1.90	0.10	0.74	
	70歳以上75歳未満	(26)									
特定消防組合員	65歳未満	(30)	49.0	8.55	1.90	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	
	65歳以上70歳未満			—		49.0	—	1.90	0.10	0.74	
	70歳以上75歳未満	(36)									
長期組合員	一般職の職員である組合員	65歳以上75歳未満障害	(17)	2.59	/	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	
		75歳以上				2.59	/	/	/	0.74	
	特別職の職員である組合員	65歳以上75歳未満障害	(19)	2.59	/	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	
		75歳以上				2.59	/	/	/	0.74	
後期高齢者等短期組合員	65歳以上75歳未満障害	(47)	2.59	/	/	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	
						75歳以上		2.59	/	/	/
市町村長長期組合員	65歳以上75歳未満障害	(27)	2.59	/	/	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	
						75歳以上		2.59	/	/	/
任意継続組合員		(50)	98.00	17.10	/	/	/	/	/	/	

注1 介護分(介護納付金分)にあつては、第2号被保険者に該当する40歳以上65歳未満の組合員を対象として対象月について徴収します。(地方公務員等共済組合法第114条)

2 算定において、短期分と福祉事業の割合を合わせて標準報酬の月額・標準期末手当等の額に乘じます。

3 「特別職の職員である組合員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職の職員(地方公共団体の長を除く。地方公共団体の長は、市町村長組合員又は市町村長長期組合員)である組合員をいう。

4 「公益的法人等派遣職員である組合員」とは、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。)第2条第1項の規定により派遣された職員である組合員をいう。

5 「長期組合員」、「市町村長長期組合員」とは、一般組合員、市町村長組合員のうち、後期高齢者医療制度の適用(75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定以上の障害があることにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者)となる職員である組合員をいう。

6 「短期組合員」とは、令和4年10月からの短時間勤務職員の適用拡大により、短期給付・福祉事業のみ適用となる職員である組合員をいう。

7 「後期高齢者等短期組合員」とは、短期組合員のうち、後期高齢者医療制度の適用となる職員である組合員をいう。

(2) 長期給付

① 令和6年度の標準報酬の月額(標準報酬月額)・標準期末手当等の額(標準賞与額)との割合

(単位:千分率)

組合員種別 (種別コード)				厚生年金保険給付			基礎年金 拠出金に 係る負担 に要する 費用の公 的負担金	退職等年金給付		公務等 給付に 係る 負担金	
				保険料	保険料率の内訳(参考)			掛金	負担金		
		組合員保険 料	負担金								
一般組合員	一般職の職員である 組合員	70歳未満	(10)	183.00	91.50	地方公共団体 91.50	地方公共団体 39.6	7.5	地方公共団体 7.5	地方公共団体 0.0953	
		70歳以上 75歳未満	(16)	—	—	—	—				
	特別職の職員である 組合員	70歳未満	(11)	183.00	91.50	地方公共団体 91.50	地方公共団体 39.6	7.5	地方公共団体 7.5	地方公共団体 0.0953	
		70歳以上 75歳未満	(18)	—	—	—	—				
	職員団体の事務に従事する職員である組合員	70歳未満	(15)	183.00	91.50	職員団体 91.50	地方公共団体 39.6	7.5	職員団体 7.5	職員団体	
		70歳以上 75歳未満	(16)	—	—	—	—				
	公益的法人等派遣職員である組合員	70歳未満	(74)	183.00	91.50	派遣先団体 91.50	地方公共団体 39.6	7.5	派遣先団体 7.5	派遣先団体 0.0953	
		70歳以上 75歳未満	(76)	—	—	—	—				
	市町村長組合員		70歳未満	(20)	183.00	91.50	地方公共団体 91.50	地方公共団体 39.6	7.5	地方公共団体 7.5	地方公共団体 0.0953
			70歳以上 75歳未満	(26)	—	—	—	—			
特定消防組合員		70歳未満	(30)	183.00	91.50	地方公共団体 91.50	地方公共団体 39.6	7.5	地方公共団体 7.5	地方公共団体 0.0953	
		70歳以上 75歳未満	(36)	—	—	—	—				
長期組合員	一般職の職員である 組合員	65歳以上 70歳未満障害	(17)	183.00	91.50	地方公共団体 91.50	地方公共団体 39.6	7.5	地方公共団体 7.5	地方公共団体 0.0953	
		70歳以上 75歳未満障害		—	—	—	—				
		75歳以上		—	—	—	—				
	特別職の職員である 組合員	65歳以上 70歳未満障害	(19)	183.00	91.50	地方公共団体 91.50	地方公共団体 39.6	7.5	地方公共団体 7.5	地方公共団体 0.0953	
		70歳以上 75歳未満障害		—	—	—	—				
		75歳以上		—	—	—	—				
市町村長長期組合員		65歳以上 70歳未満障害	(27)	183.00	91.50	地方公共団体 91.50	地方公共団体 39.6	7.5	地方公共団体 7.5	地方公共団体 0.0953	
		70歳以上 75歳未満障害		—	—	—	—				
		75歳以上		—	—	—	—				
継続長期組合員		70歳未満	(70、75)	183.00	91.50	公庫等 91.50	地方公共団体 39.6	7.5	公庫等 7.5	公庫等 0.0953	
		70歳以上 75歳未満	(77)	—	—	—	—				

注1 「継続長期組合員」とは、地方公務員等共済組合法第140条第1項の規定により組合員であるものとされた者及び公益的法人等派遣法第11条の規定により公庫等職員とみなして組合員であるものとされた者をいう。

2 短期給付及び福祉事業の(1)注3～5を参照。

② 追加費用率

(単位:‰)

	令和6年度	
	厚生年金保険給付	経過的長期給付
長野市	10.1	1.2
松本市・上田市	10.0	1.1
岡谷市・飯田市	10.2	1.2
諏訪市	10.8	1.2
上記以外	10.0	1.1

※ 厚生年金保険給付分及び経過的長期給付分とも4月1日現在の組合員の標準報酬月額(70歳以上の者を含む。)の総額(70歳以上の者を含む。)を用いて算定し、9月に納入していただく予定です。(別途通知)

〈算定方法〉

4月1日現在の組合員の標準報酬月額の総額(70歳以上の者を含む。) × 12 × 追加費用率(厚生年金保険給付分) = 追加費用額(厚生年金保険給付分)

4月1日現在の組合員の標準報酬月額の総額(70歳以上の者を含む。) × 12 × 追加費用率(経過的長期給付分) = 追加費用額(経過的長期給付分)

③ 恩給組合条例給付に要する費用

令和5年度における給付額を、旧恩給組合を構成していた市町村及び一部事務組合の令和5年度における標準報酬等合計額の総額(標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の合計額)で按分して払込金額を算定します。

(3) 標準報酬の月額(標準報酬月額)・標準期末手当等の額(標準賞与額)の最高限度額及び最低限度額

① 標準報酬の月額(標準報酬月額) (単位:円)

	短期給付		厚生年金保険給付		退職等年金給付	
	最高限度額	第50級	1,390,000	第32級	650,000	第32級
最低限度額	第1級	58,000	第1級	88,000	第1級	88,000

② 標準期末手当等の額(標準賞与額) (単位:円)

	短期給付		厚生年金保険給付		退職等年金給付	
	最高限度額	年度累計額	5,730,000	支給月ごと	1,500,000	支給月ごと

(4) 事務費負担金

令和6年度における組合の事務に要する費用は、次の額となります。

<長期及び短期給付を受ける組合員に係る単価>

事務費年額	(組合員一人当たり)	14,980 円
負担内訳	地方公共団体の負担金(事務費負担金)	9,840 円(月額820円)
	短期経理より繰入	1,500 円
	厚生年金保険経理より繰入	3,310 円
	経過的長期経理より繰入	330 円

<短期組合員に係る単価>

事務費年額	(組合員一人当たり)	5,890 円
負担内訳	地方公共団体の負担金(事務費負担金)	4,390 円(※下記のとおり)
	短期経理より繰入	1,500 円
〔 ※ 令和6年4月分 : 月額375円 〕		
〔 令和6年5月分～令和7年3月分 : 月額365円 〕		

(5) 公益的法人等派遣法による派遣職員及び退職派遣者等に係る子ども・子育て拠出金

標準報酬月額(厚年)・標準賞与額(厚年)に対する率 千分の 3.6